

## 国立大学法人群馬大学研究データポリシー

令和4年7月6日  
役員会決定

群馬大学（以下「本学」という。）は、「教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する」ことを基本理念として掲げ、「地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する」ことを使命としている。

そのため、本学の研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理・保存し、また公開により利活用を図ることは、本学の研究活動の発展はもとより、豊かな未来社会の実現に寄与し、人類の英知の保存と継承に貢献する。

本学の基本理念及び使命を達成するために、本学における研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

### （研究データの定義）

- 1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

### （適用範囲）

- 2 本ポリシーは、大学において研究活動に携わる全ての「研究者」に適用される。

### （研究者の役割と責務）

- 3 研究者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、研究データを適切に保存・管理し、可能な限り公開し利活用に供する。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

### （大学の役割と責務）

- 4 本学は、研究データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

### （その他）

- 5 社会情勢等の状況変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

### 附 則

本ポリシーは、令和4年7月6日から適用する。

## 国立大学法人群馬大学研究データポリシー解説

群馬大学 総合情報メディアセンター

オープンサイエンス検討ワーキング・グループ 作成

### (前文)

群馬大学（以下「本学」という。）は、「教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する」（注1）ことを基本理念として掲げ、「地域の知の拠点として学内外の関係機関と連携した活動を通じて、地域の文化及び伝統を育み、豊かな地域社会を創造する活動を行うとともに、知の地域社会への還元を推進し、産業の発展に貢献する」（注2）ことを使命としている。

そのため、本学の研究活動の過程で生み出される研究データを適切に管理・保存し、また公開により利活用を図ることは、本学の研究活動の発展はもとより、豊かな未来社会の実現に寄与し、人類の英知の保存と継承に貢献する。

本学の基本理念及び使命を達成するために、本学における研究データポリシー（以下「ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

- (1) 本ポリシーは、本学の基本理念及び使命の下に、研究データについて、本学における基本的な取扱いに関する方針を示すものである。

また、本学における研究データポリシー策定の目的（注1）は以下のとおりである。

- ① 研究データの適切な管理・公開・長期保存の確実な実施
- ② 学内の各ステークホルダの役割分担の明確化
- ③ 研究データ管理に関わる大学の社会的責任の全う

注1:群馬大学「基本理念」より抜粋

注2:群馬大学「目標」より抜粋

注3:(出典)大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン

Guideline for Drafting University Research Data Policy

一般社団法人 大学 ICT 推進協議会

Academic eXchange for Information Environment and Strategy (AXIES)

<http://axies.jp>

2021年7月1日発行

表 4.4: 研究データポリシー策定の目的(例示)

- (2) 本学及び本学の研究者が、研究に関わる研究データを適切に管理・保存し、公開を行うことは、研究データの価値を認め、これを保護することであり、研究者自身が将来に渡り優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。

- (3) 本学で実施される研究活動は、多様な研究分野、研究者が携わることにより成り立っており、研究分野や学部等によって状況が異なることから、実効性を高めるための必要な具体的な取り組みは、学部等で実施することが望ましい。大学は、ガイドライン等のひな形の作成等、実効性を高める取り組みについて支援を行う。

(研究データの定義)

1 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学の研究活動の過程において収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

- (1) 研究データとは、研究活動の過程において、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータ、それらのデータを説明する資料も含まれる。形態としては、数値、画像、テキストなど、あらゆる形態が含まれる。媒体はデジタル・非デジタルを問わない。研究データは、仮説の検証、結論を導くための根拠、研究結果の検証などに使用されるものをいう。

(例示)

- ・観測データ
- ・実験データ
- ・研究ノート、フィールドノート
- ・アンケート
- ・音声、写真、画像
- ・標本
- ・統計的なデータファイル

(出典)JPCOAR 教材「研究データ管理サービスの設計と実践」第1章 第2版  
国立情報学研究所,教材「オープンサイエンス時代の研究データ管理」

- (2) 本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。
- (3) 研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(適用範囲)

2 本ポリシーは、大学において研究活動に携わる全ての「研究者」に適用される。

「研究者」とは、本学の役員、教職員、学生等で、常勤・非常勤を問わず、大学に雇用されていない場合も含み、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(研究者の役割と責務)

- 3 研究者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、研究データを適切に保存・管理し、可能な限り公開し利活用に供する。ただし、第三者の権利及び法的利益を害する場合はこの限りではない。

研究データの利活用の促進や研究のさらなる発展のために、研究データの公開に先立って、まずは公開すべきデータと保護すべきデータとを適切に区別しなければならないと考える。データを公開することで研究成果の透明性や公正性の確保や派生的な成果や新たな解釈への発展によるイノベーションの創出などの達成が期待できる一方で、データの公開あるいは非公開にあたっては、公開による当該分野の研究及び横断領域の研究促進等の意義と非公開による研究の先取権（プライオリティ）及び萌芽研究の保護等の必要性の双方を勘案しながら判断する必要がある（注4）。

そのため、研究分野の特性等を踏まえて公開すべきデータと保護すべきデータとを適切に区別する判断は、「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」と同様に、特段の定め等がある場合を除き、原則として当該データを利用して研究活動を行っている「研究者の判断」を尊重する考えである。

- (1) 研究者は、関係諸法令等及び関係する学内諸規則を遵守し、第三者の権利及び法的利益を害さない範囲内において研究活動を行う。
- (2) 研究実施前には、研究データ管理計画を策定し、その計画に従い体制を整備する。また、外部機関と共同研究等を行う場合は、研究データの収集／処理／引用／利活用／保存について共同研究契約書等への明記を行う。
- (3) 研究中は、収集・生成された研究データを適切に保管・利用する。
- (4) 研究終了時には、研究成果をとりまとめ、全ての研究データから「保存する研究データ（終了後も保存し管理する研究データ）」と「破棄する研究データ（終了後、適切な方法で処分する研究データ）」に分類・管理する。
- (5) 「保存する研究データ」については、定めた保存期間は適切に保存し、保存期間終了後には破棄、移譲、又は公開等により適切に処理する。
- (6) 「保存する研究データ」については、研究分野の特性等を踏まえて「公開」又は「非公開」を決定し、公開する研究データについては、公開の条件等を定め、公開する。なお、研究者は、それぞれの研究分野における法的および倫理的要件、契約、規程等に基づく特段の定めがない限り、原則として可能な限り FAIR 原則（注5） に則って公開することが望ましい。
- (7) 研究プロジェクトが終了した場合若しくは自身が退職等（注6）により本学で研究活動を行わなくなった場合には、関係者と協議の上、研究データ管理権限の委譲又は保持について決定し、適切に実施する。

注4:(出典)国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン～解説資料～

2. データポリシー策定のポイント及び並行して取り組む事項 (4) データ利活用のための要件

注5:FAIR原則(和訳)

To be Findable:(見つけられるために)

- F1. (メタ)データが、グローバルに一意で永続的な識別子(ID)を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ)データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。

F4. メタデータが、データの識別子(ID)を明記していること。

To be Accessible:(アクセスできるように)

A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ)データを識別子(ID)により入手できること。

A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。

A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。

A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable:(相互運用できるように)

I1. (メタ)データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。

I2. (メタ)データがFAIR原則に従う語彙を使っていること。

I3. (メタ)データは、他の(メタ)データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable:(再利用できるように)

R1. (メタ)データが、正確な関連属性を豊富に持つこと。

R1.1 (メタ)データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。

R1.2 (メタ)データが、その来歴と繋がっていること。

R1.3 (メタ)データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(出典) 国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

FAIR 原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)

DOI:10.18908/a.2019112601

注6:国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規

(異動又は退職時の取扱い)

第5条 研究室主宰者は、自らのグループの研究員の異動又は退職に際して、当該研究員の研究資料等のうち保存すべきものについては、原則として研究室主宰者が適切に保存する。

2 異動又は退職する研究員は、他研究機関等において研究を継続する等の理由により研究資料等を保有したい場合は、当該研究資料等のリストを作成のうえ、研究室主宰者の承認を得る。その際、研究資料等の複製を作成し、オリジナルを研究室主宰者に提出することとし、複製の作成が困難な研究資料等については、研究室主宰者がその取扱いを決定する。

3 研究室主宰者の異動又は退職に際して、各学部等の長はこれに準じた措置を講ずる。

(大学の役割と責務)

4 本学は、研究データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

本学は、研究者に次の支援を提供できるように取り組む。

- ① 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- ② 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- ③ 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
- ④ 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- ⑤ 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- ⑥ 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
- ⑦ 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

(その他)

- 5 社会情勢等の状況変化に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。

データ管理のあり方には、社会情勢等の状況に応じて、変化が生じることが予想されるため、本ポリシーについても適宜見直しが必要となることを明示した。